

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

令和7年度いばらきキャンプポータルサイト運営・保守管理業務について、次のとおり公募型プロポーザルを執行するので公告する。プロポーザルに参加を希望する者は、関係書類を作成の上、提出されたい。

令和7年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

【留意事項】

令和7年度当初予算が否決された場合は、今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご了承ください。
なお、上記に伴いプロポーザル参加者において損害が生じた場合にあっては、その損害は一切負担しませんので、申し添えます。

1 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度いばらきキャンプポータルサイト運営・保守管理業務

(2) 業務の目的

本県が有する多様な自然環境、豊富な食材、首都圏からの近接性を活かした観光誘客を進めるため、キャンプ場の予約に直結する「いばらきキャンプポータルサイト」（以下、「ポータルサイト」という。）を効果的に運営し、本県キャンプの魅力年間通じて発信することによって、「いばらきキャンプ」のブランド力の向上により誘客促進と観光消費額の増を図る。

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 本事業に対する基本的な考え方、取り組み方針
- ② 別添仕様書「4 事業内容」の具体案
- ③ 業務の実施体制
- ④ 業務の実施スケジュール
- ⑤ 事業者の自主的な提案

(5) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(6) 委託費の上限額 2,966,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額は、事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 担当部署（提出・問い合わせ先）

茨城県営業戦略部観光戦略課 観光基盤グループ 担当 出沼

TEL 029-301-3622 FAX 029-301-3629 E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

3 予定される実施スケジュール

内 容	日程及び期限
プロポーザルの公告	令和7年3月7日（金）
質問受付期限	令和7年3月14日（金）12：00
企画提案書などの提出締め切り	令和7年3月19日（水）12：00
審査	令和7年3月24日（月）～ 令和7年3月26日（水）（予定）
選定結果通知、受託候補者と委託契約の協議開始	令和7年3月27日（木）（予定）
契約締結、業務開始	令和7年4月 1日（火）（予定）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

【一般的要件】

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （2）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4）国税及び地方税の滞納がない者であること。
- （5）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- （6）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

【実績要件】

- （7）キャンプ場予約サイト又はそれに類似するサイトの運営実績を有するものであること。

5 公募内容に対する質問

- （1）受付期間 令和7年3月7日（金）から令和7年3月14日（金）12：00まで
- （2）受付方法 電子メール（提出先は前記2参照）

※送信後、必ず電話により連絡すること。

(3) 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限る。
(他の事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等には回答しない。)

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。
また、回答した内容は本県ホームページ上で公開する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

①企画提案提出書（様式第1号）

②資格要件に係る申立書（様式第2号）

③企画書（任意様式）

企画書は1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。

④見積書（任意様式）

見積書は、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。なお、無記名のものについては、③企画書に添付すること。

⑤事業実績書（任意様式）

4 参加資格要件（7）に係る実績を記載すること。

⑥会社概要又は会社概要パンフレット

(2) 提出期限等

①提出期限 令和7年3月19日（水）12：00 必着

②提出方法 電子メール（提出先は前記2参照）

※送信後、必ず電話により連絡すること。

③留意事項

・提出メールには、①代表者名、②所属先、③連絡先（担当者名、電話、メールアドレス）を明記すること。

・提出書類は、全てのファイル合わせて、原則、10MB 以下に収めること。

※電子メールによる送付ができない場合、前記2へ連絡すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、以下の基準により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 評価項目・配点

審査は 120 点を満点とし、次のように評価項目別に配点する。

評価項目及び内容		配点
企画提案力	①提案内容の的確性	20 点
	②提案内容の独創性	20 点
	③提案内容の実現性	20 点
運営力	④計画・実施体制の妥当性	20 点
	⑤同種又は同類業務の実績	20 点
経済性	⑥見積金額の妥当性	20 点

(3) 評価点数

評価項目ごとに 5 段階で評価を行い、それぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とする。

評価	配点が 20 点の場合
特に優秀	20
優秀	16
普通	12
やや劣る	8
劣る	4

8 説明書の交付

- (1) 交付期間 令和 7 年 3 月 7 日（金）から令和 7 年 3 月 19 日（水）12：00 まで
（茨城県の休日进行を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日及び正午から午後 1 時までの時間を除く。）
- (2) 交付場所 茨城県入札情報サービス及び本県ホームページ

9 契約

上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 156 条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約締結を行う。なお、採用案については、必要に応じて修正等を行う場合がある。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

- (4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約の相手方は、契約額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(様式第 1 号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光戦略課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 7 年度いばらきキャンプポータルサイト運営・保守管理業務を受託したいので、
別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第 2 号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光戦略課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城県が実施する令和 7 年度いばらきキャンプポータルサイト運営・保守管理業務の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成 8 年茨城県告示第 254 号)に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (7) キャンプ場予約サイト又はそれに類似するサイトの運営実績を有するものであること。